

1. 建設候補地の選定条件

1.1 候補地の選定条件

建設候補地を選定するにあたり、選定条件を検討しました。選定条件の概要は以下のとおりです。

表1-1 選定条件 概要

項目	内容								
整備対象施設の概要	<p>○エネルギー回収型廃棄物処理施設ごみ燃料化施設 (ごみ燃料化施設(好気性発酵乾燥方式))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理能力</td> <td>70 t / 日</td> </tr> <tr> <td>処理対象物</td> <td>家庭から発生する可燃ごみ</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>残渣を固形燃料化し、熱エネルギーの有効活用を図る</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	処理能力	70 t / 日	処理対象物	家庭から発生する可燃ごみ	その他	残渣を固形燃料化し、熱エネルギーの有効活用を図る
項目	内容								
処理能力	70 t / 日								
処理対象物	家庭から発生する可燃ごみ								
その他	残渣を固形燃料化し、熱エネルギーの有効活用を図る								
候補地の条件	<p>○概ね 1.5 ヘクタールから 2 ヘクタールの土地が確保できる見込みがあること。*1</p> <p>○暴力団員による不法な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)に規定する暴力団もしくは暴力団員(以下「暴力団員等」という。)が所有する土地でないこと。および検討会が発足した平成 30 年 8 月 2 日以降に暴力団員等から所有権が移転した土地でないこと。</p>								

*1: 敷地面積(1.5ヘクタールから2ヘクタール)は、固形燃料成形機なしと想定した場合である。

1.2 候補地の公募

より好条件で多くの候補地を抽出するため、公募により候補地を募集しました。

公募の資格及び条件は次のとおりとしました。

●応募資格

応募地が存在する自治会または応募地の土地所有者(個人・法人を含む)

※応募地が複数の自治会にまたがる場合や、土地所有者が複数の場合は連名での応募としてください。

●応募条件

応募しようとする用地は、次のいずれの条件にも適合していることを条件とします。

- ① 所在地が阿波市阿波町内、市場町内、板野郡板野町内、上板町内であること。
- ② 地権者全員の賛同が得られている、またはその見込みがあること。
- ③ 周辺住民の皆様に概ね了承が得られる見込みがあること。
- ④ 施設整備に必要な面積、形状が確保できていること。
 - ・面積が概ね 20,000 m²以上とし、施設配置(100m×130m程度)が可能であること。
- ⑤ ライフラインの確保ができること。
 - ・上水道、排水路、電力等が応募地内もしくは近くまで整備されていること。
- ⑥ 進入路が確保できること。
 - ・大型車両が対面方向で同時に通行可能な道路に接続できている、もしくは整備可能であること。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)に規定する暴力団もしくは暴力団員が所有する土地でないこと、また平成 30 年 8 月 2 日以降に暴力団員等から所有権が移転した土地でないこと。

※応募条件に適合している応募地であっても、現に居住されている住宅が含まれている場合やハザードマップ等により 0.5m 以上の浸水被害が予想される場合、その他法規制などにより候補地とすることができない場合もあります。

2. 建設候補地の選定手順と評価

2.1 検討会における建設候補地選定の流れ

建設候補地選定にあたり、客観性、合理性、妥当性に重点を置き、評価方法を決定しました。検討会における建設候補地選定までの流れは、以下のとおりです。

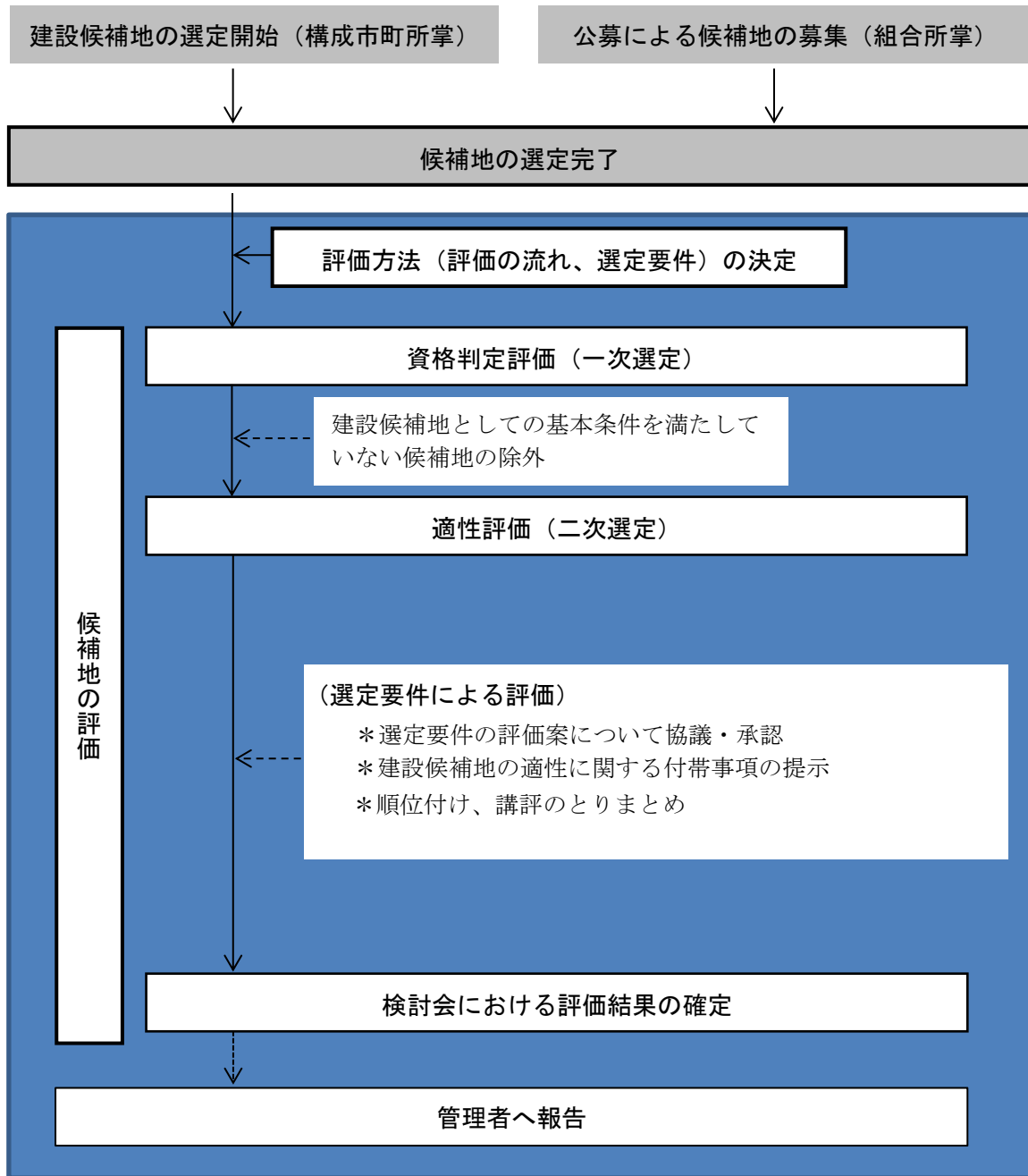


図 1-1 建設候補地選定の流れ (検討会所掌：青色の範囲)

2.2 資格判定評価（一次選定）

2.2.1 資格判定評価（一次選定）評価項目、評価基準

建設候補地としての基本条件を満たしているかを判定します。「主要な法的規制の有無」を対象に、建設不可能もしくは整備スケジュールが著しく遅滞する恐れのある土地を除外します。

表2-1 資格判定評価（一次選定）評価項目、評価基準

判定項目	判定基準
法規定の有無	<p>適：以下に挙げる指定等が存在しない。</p> <p>不適：以下に挙げる指定等が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国定公園（自然公園法） ・ 県立自然公園（自然公園法） ・ 保安林（森林法） ・ 史跡・名勝・天然記念物（文化財保護法） ・ 鳥獣保護区のうち特別保護地区（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律） ・ 保存樹（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律）

2.3 適性評価（二次選定）

資格判定評価（一次選定）の結果、「適」と判断した候補地について、建設候補地としての適性を評価するため、適性評価（二次選定）評価項目に基づく適性の点数化を行いました。

評価は、まず、公募により応募があった候補地について、次の応募条件を満たしていることから、施設整備用地として公募に応じた候補地であるという優位性に配慮し、あらかじめ10点分の配点を行い、続けて19項目の選定要件（57点分）を90点満点に換算^{※1}してこれを加え合計100点満点として比較評価を行いました。

●応募条件

- ・ 地権者全員の賛同が得られている、またはその見込みがあること。
- ・ 周辺住民の皆様に概ね了承が得られる見込みがあること。

2.3.1 応募条件としている地権者及び周辺住民に対する状況による評価基準

2つの応募条件に基づき、建設候補地としての適性を評価しました。各評価項目への配点は5点とし、合計10点の配点としました。

以下の応募条件を満たす場合のみ、建設候補地として応募する資格を有することから、応募条件を満たす場合は5点、応募条件を満たさない場合は0点として評価しました。

表2-2 公募地評価 採点方法

視 点	点数
応募条件②（地権者全員の賛同が得られている、またはその見込みがある）	5点
応募条件③（周辺住民の皆様に概ね了承が得られる見込みがある）	5点
合 計	10点

2.3.2 適性評価（二次選定）評価項目、評価基準

選定要件（評価項目、評価基準）に基づき、建設候補地としての適性を評価しました。各評価項目への配点は一律 3 点とし、評価基準の判定に応じた点数または相対的な判定としての計算式※2を用いて行いました。

表2-3 適性評価 採点方法

評価項目 No	判定方法		点数
No. 1～15 No. 17	評価基準による判定	候補地の現況を、予め設定したA～Cの基準にあてはめて点数を決める。	A 3点 B 2点 C 1点
No. 16, 18, 19	相対的な判定	最も評価の高い候補地を3点として、計算式によって点数を決める。	計算式に応じた点数※2

※1 合計点（満点）は1項目3点×19項目（表2-4 適性評価項目、評価基準）=57点となりますが、90点満点となるように換算します。例）48点×90/57≒75.8点

※2 計算式：3点×当該候補地の数値÷最も優れた候補地の数値

例）土地所有者：3点×最も少ない候補地の土地所有者数（5名）÷当該候補地の土地所有者数（10名）=1.50点

なお、計算式による採点は、小数点以下1桁まで（小数点以下2位を四捨五入）としました。

表2-4 適性評価項目、評価基準

視点	評価項目	評価基準
安全・安心の確保の視点	1 <u>活断層との関係</u> 断層のずれが発生した場合、断層の隣接地の構造物等に多大な被害が生じるため、敷地内に活断層が存在しない方を優先する。	A：活断層から40mより離れている B：敷地内に活断層は存在するが、影響は少ない C：敷地内に活断層が存在する
	2 <u>地盤の軟弱強度</u> 地質図調査等により、軟弱地盤ではない方を優先する。	A：軟弱地盤ではない B：軟弱地盤だが、支持力の確保は可能 C：軟弱地盤であり、支持力確保のため大規模な対策が必要
	3 <u>災害関連法の指定の有無</u> 急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域、河川保全区域、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、災害危険区域、重要水防区域、洪水浸水想定区域に指定されていない方を優先する。	A：指定されていない B：指定されているが影響は軽微 C：指定されており影響が大きい

視点	評価項目	評価基準
安全・安心 の確保 の視点 (続き)	<p><u>その他危険地域の設定の有無</u></p> <p>土砂災害危険箇所（地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流）、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、ため池ハザードマップに指定されていない方を優先する。</p>	<p>A：指定されていない</p> <p>B：指定されているが影響は軽微</p> <p>C：指定されており影響が大きい</p>
	<p><u>障害物の有無</u></p> <p>施設建設に支障のある障害物がない方を優先する。</p>	<p>A：施設建設に対する障害物がない</p> <p>B：施設建設に対する障害物があり、施設の配置に配慮が必要</p> <p>C：施設建設に対する障害物があり、施設の配置に制限が生じる</p>
	<p><u>教育・医療福祉施設との位置関係</u></p> <p>教育・医療福祉施設（小学校、中学校、高等学校、大学、養護学校、病院、診療所、幼稚園、保育園、児童館、子育てセンター、福祉センター、高齢者養護施設）への来館・通学等に対して予想される影響の小さい方を優先する。</p>	<p>A：影響はない</p> <p>B：影響は軽微</p> <p>C：影響が大きい</p>
環境への 配慮の 視点	<p><u>農業振興地域指定状況</u></p> <p>農用地区域に指定されていない方を優先する。</p>	<p>A：指定されていない</p> <p>B：農業振興地域に指定されている</p> <p>C：農用地区域に指定されている</p>
	<p><u>都市計画区域の指定状況</u></p> <p>住宅系の用途地域、商業系の用途地域を避け、工業系の用途地域や市街化調整区域等を優先する。</p>	<p>A：工業系の用途地域に指定</p> <p>B：用途指定なし</p> <p>C：住宅系、商業系の用途地域に指定</p>
	<p><u>道路混雑度</u></p> <p>原則、施設整備による交通量の増加後の混雑度が低い方を優先するが、立地条件上の課題の内容を踏まえ、総合的に判断する。</p>	<p>A：混雑度 1.25 未満</p> <p>B：混雑度 1.25 以上～1.75 未満</p> <p>C：混雑度 1.75 以上</p>
	<p><u>地域性緑地等の指定状況</u></p> <p>緑地環境保全地域、風致地区、緑地保全地区に指定されていない方を優先する。</p>	<p>A：指定されていない</p> <p>B：—</p> <p>C：指定されている</p>

視点	評価項目	評価基準
環境への配慮の視点 (続き)	<u>重要な動植物等の生息状況</u> 重要な動植物等の生息域(鳥獣保護区、希少動植物の保護区等)がない方を優先する。	A：指定されていない B：— C：指定されている
	<u>住宅との位置関係</u> 敷地境界から直近の住宅までの直線距離が遠い方を優先する。	A：100mより遠い B：50mより遠く、100m以下 C：50m以下
計画的な財政運営の視点	<u>敷地面積</u> 施設の配置に向けて、施設配置が可能な1.5～2haの敷地面積を優先する。	A：2ha以上 B：1.5ha以上2ha未満 C：1.5ha未満
	<u>敷地の形状</u> 100m×130m程度の長方形の配置が容易な敷地を優先する。	A：配置は十分に可能 B：配置はほぼ可能 C：配置は困難
	<u>造成費および用役整備費</u> 地盤の状況、造成時の懸念事項、用役(電気・用水・排水)の整備状況が良好な方を優先する。	A：造成が容易かつ用役整備が整っている B：造成が容易もしくは用役整備が整っている C：造成が困難かつ用役整備が整っていない
	<u>用地取得費</u> 取得予定面積と用地単価から用地取得概算費用を算定し、安価な方を優先する。	$\text{点数} = \text{配点} \times \text{最も安価な候補地の用地取得費} \div \text{当該候補地の用地取得費}$
	<u>道路整備費</u> 候補地の道路整備が容易な方を優先する。	A：道路整備が容易である B：道路整備に一部課題がある C：道路整備に困難な課題がある
	<u>収集運搬効率</u> 収集運搬効率がよい(各構成市町の人口重心との直線距離および人口比率を考慮した値が小さい)方を優先する。	$\text{点数} = \text{配点} \times \text{最も短い候補地の収集運搬距離} \div \text{当該候補地の収集運搬距離}$
事務手続	<u>土地所有者</u> 土地所有者が少ない方を優先する。	$\text{点数} = \text{配点} \times \text{最も少ない候補地の土地所有者数} \div \text{当該候補地の土地所有者数}$